

教学指第760号
教特第512号
教安第789号
教体第527号
令和3年9月9日

各県立学校長 様

教 育 長

緊急事態宣言の延長に伴う同宣言期間中の県立学校の教育活動等について
(通知)

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県を対象とした緊急事態宣言の期間を令和3年9月30日（木）まで延長することが決定されました。また、県立学校の部活動でクラスターが発生するなど、県立学校における感染状況に改善が見られないため、引き続き県立学校の教育活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルスが拡大しないよう警戒を強める必要があります。

このような状況に鑑み、現在実施している分散登校や時差通学、学校行事の延期や部活動の停止について、緊急事態宣言期間中は継続するとともに、部活動における追加対策として、公式大会に参加する部活動が例外的に行う校内練習について、活動日数を限定することとします。

各校においては、引き続き感染拡大防止のための取組を継続するとともに、令和3年9月13日（月）以降、緊急事態宣言期間中の県立学校の教育活動等について、下記のとおり対応するようお願いします。

なお、令和3年8月23日付け教学指第694号「夏季休業終了後の県立学校の教育活動について（通知）」は、本通知をもって廃止します。

【参考】「公立高等学校及び特別支援学校の児童生徒等感染者の推移」（別紙）

記

1 基本的な学校運営の方針について

- (1) 「学校における感染対策ガイドライン」（これに関連する通知を含む。）及び本通知を踏まえた感染症対策を万全にした上で、学校運営を継続する。
- (2) 緊急事態宣言期間中は、第1学年及び第2学年について、学年ごとの分散登校、時差通学及び短縮日課、第3学年については、時差通学及び短縮日課を実施する。
（具体的な実施方法は、別添「緊急事態宣言が適用されている期間の教育活動の留意点」を参照）

※ 学校や地域の状況により、分散登校等の実施が困難な場合は、事前に担当課に相談すること。

(3) 県立特別支援学校、定時制・通信制高等学校及び中学校については、各学校の特性や児童生徒の状況等に鑑み、一律に分散登校等を実施するのではなく、必要に応じた時差通学等を実施する。その場合には、事前に担当課に相談すること。

※ 分散登校等の取扱いについては、県内の感染状況や各校における教育活動の状況等によって、変更することがある。

2 学校行事及び部活動について

(1) 学校行事（修学旅行を含む。）

緊急事態宣言期間中は原則として実施せず、可能な限り延期する。ただし、延期することが困難な行事については、感染症対策を万全にした上で実施可とする。

(2) 部活動について

緊急事態宣言期間中は原則として実施しない。ただし、公式大会への参加は可とし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から大会までの間、校内での練習や県内での練習試合も実施可とする。なお、平日の活動は、それぞれの学年の登校日において週当たり3日以内（うち、全学年の生徒が参加する活動は、週当たり1日）とする。

※ 学校行事及び部活動の取扱いの詳細については、別添「緊急事態宣言が適用されている期間の教育活動の留意点」を参照すること。

3 感染症対策について

(1) 児童生徒への指導

- 3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底する。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクが望ましい旨を周知する。
- 登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には登校せず、自宅で休養することを徹底する。
- 昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を飲食時のみとし、多人数で密集しないこと、向かい合わせ等にならないこと、飲食中は会話しないこと等について指導を徹底する。
- 休み時間中、他クラスの児童生徒同士が集まることを控えるよう指導する。
- 部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になる可能性のある場所は、人数制限等の使用ルールを明確にし、遵守させる。
- 公共交通機関を利用する際は、基本的にマスクを着用し、会話を控えるよう指導する。

※ 特に高校生は、次のような場面で感染する事例が見られることから、こうした場面を避けるよう、指導を徹底する。

- ・ 登下校時における飲食店や遊興施設への立ち寄り
- ・ 部室や更衣室等の密になりやすい空間や昼食でのマスクを外した会話
- ・ 休日の友人同士での不要不急の外出（友人宅での食事会や宿泊 等）

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- 3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底する。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクが望ましい。
- 感染が判明した者のうち、風邪症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- 特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を飲食時のみとし、飲食中は会話を控える。
- 勤務時間外においても基本的な感染症対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染防止に努める。
- 家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染防止にも留意する。

(3) 出欠について

- ガイドラインにおいて、児童生徒等が発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底することとしており、体調不良があるにもかかわらず、出席日数の扱い等への心配などから、本人が無理をして登校することがないようにする。
- 家族が陽性となった場合には、当該生徒は濃厚接触者と特定される可能性が高いことから、判明した時点で登校は控えるよう指導する。

(4) 児童生徒の安全確保方策

- 県内に設置される青少年補導センターによる街頭見守り活動との連携協力による、生徒の自宅と学校間の直行直帰を促す取組を継続する。
- 校外で実施される教育活動への参加に当たり、希望する児童生徒、教職員及び教育活動の関係者を対象として行うPCR検査については、令和3年9月13日（月）以降、緊急事態宣言期間中も、引き続き県が費用を負担する。（「緊急事態宣言中における教育活動の機会確保のためのPCR検査について（通知）」（令和3年8月6日付け教安第649号）及び「緊急事態宣言中における教育活動の機会確保のためのPCR検査の実施期間再延長について（通知）」（令和3年9月9日付け教安第788号）を参照）

(5) 教育活動の留意点

令和3年9月13日（月）以降、緊急事態宣言期間中の教育活動の留意点については、別添に示すとおりであるので、その内容を踏まえて教育活動を実施する。

(本件連絡先)

【学習指導・文化部活動に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・運動部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108

緊急事態宣言が適用されている期間の教育活動の留意点
(令和3年9月13日時点)

- 感染リスクの高い活動について、より慎重な判断の下、教育活動を工夫して行うこととし、感染状況等によっては直前であっても内容の変更、延期又は中止を検討すること。
- 学校行事については、昨年度の経験をもとに、引き続きwithコロナの時代を踏まえた学校の新しい生活様式を工夫し、その教育的意義や必要性を再度吟味するなど思い切った見直しを行うこと。実施する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、実施方法・内容・時期を十分検討すること。なお、年間行事予定として計画していても、地域の感染状況等により、必要に応じて実施時期の変更、日程の短縮又は中止とするなど、分散登校や臨時休校等があっても授業時間が不足することがないように、臨機応変に対応すること。
- ※集団感染のリスクが高まるとされる3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）の重なりだけでなく、1つ1つの条件が発生しないように努める。
- 各学校で重点化した、家庭でも行える学習内容と学校でなければ行えない内容を踏まえ、登校による対面指導と家庭におけるオンライン学習等を効果的に組み合わせ実施すること。また、課題の配信、回収、評価及び事後指導がしやすいように、紙ベースでの課題のやりとりのほか、例えば著作権に配慮したうえで授業動画を作成・配信したり（全生徒がSARTRASに加入済み）、クラウド版グループウェアの機能や学校独自の学習支援ソフトを活用したりするなど、積極的にICTの利活用を図ること。

1 登下校の形態

<高等学校>

- ・第1・2学年 学年ごとの分散登校（第1学年及び第2学年が交互に登校する）とし、併せて時差通学を行う。
(例) 1学年登校日 月水金火木
2年生登校日 火木月水金 など学年毎に1日おきに登校
- ・第3学年 時差通学とする。

※以下の例を参考に、電車・バスによる通学が混雑時を避けた時間帯となるように、地域の交通事情等を踏まえて、始業時刻・終業時刻を定め、短縮授業45分（40分も可）とする。

(例)

例1		
SHR	9:00	健康チェック
1	9:10	～ 9:55
2	10:05	～ 10:50
3	11:00	～ 11:45
4	11:55	～ 12:40
昼 食		
5	13:25	～ 14:10
6	14:20	～ 15:05
SHR	15:10	

例2		
SHR	9:30	健康チェック
1	9:40	～ 10:25
2	10:35	～ 11:20
3	11:30	～ 12:15
昼 食		
4	13:00	～ 13:45
5	13:55	～ 14:40
6	14:50	～ 15:35
SHR	15:40	

例3		
SHR	10:00	健康チェック
1	10:10	～ 10:55
2	11:05	～ 11:50
3	12:00	～ 12:45
昼 食		
4	13:30	～ 14:15
5	14:25	～ 15:10
6	15:20	～ 16:05
SHR	16:10	

※3年生は毎日登校する。1, 2年生は隔日で交互に登校し、2週間で一週分の時間割を完了させる。

なお、家庭学習でも授業進度を確保できるよう課題を精選し、分散登校等が解除された後の進捗への影響を極力少なくできるように、工夫をすること。

※特別支援学校、定時制高校、通信制高校、中学校は、分散登校等を実施する場合には、事前に担当課に相談すること。

2 全校集会等について

(1) 全校集会、学年集会等

- ・児童生徒を一堂に集めての実施はしない。
- ・オンラインや一斉放送等による実施をできる限り行うこと。

(2) ホームルーム活動、生徒会活動等

- ・密接する場面を極力避ける等、工夫すること。

3 学校行事等について

学校行事(修学旅行を含む。)は、緊急事態宣言期間中は原則として実施せず、可能な限り延期する。

ただし、延期することが困難な行事(文化祭等)については、感染症対策を万全にした上で、実施可とする。

※実施の際は、分散登校は行わず、時差通学とする。(文化祭の前日を含む)

(1) 文化祭

- ・在校生のみによる実施とすること。(保護者も含め、一般公開は行わない。)
- ・開・閉会式を含め、児童生徒を一堂に集めての実施はしない。
- ・3密を避け、実施内容や方法(例えば、1日での開催など)の工夫をすること。
- ・展示内容は、感染防止対策が十分であるものとする。
- ・文化祭及び準備等は、必要最小限の時間とすること。
- ・オンラインでの公開等も検討すること。
- ・換気が保てず、身体的距離が確保できない場所では公開しないこと。
- ・調理を伴う飲食物の販売は行わないこと。
- ・対面での販売の際は、マスク及び手袋を着用することや、透明板等による衝立の設

- 置も検討し、感染防止対策を徹底すること。
- ・ 飲食（昼食を含む）を行う場所を指定し、感染防止対策を徹底すること。
 - ・ 文化祭の準備の際も、担任等の指導のもと感染防止対策を徹底すること。
- (2) 体育祭、運動会等（球技大会形式を含む）
- ・ 在校生のみによる実施とすること。
 - ・ 3密を避け、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫をすること。
特に児童生徒等が密集する競技や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技については控えること。
 - ・ 開閉会式では、身体的距離を確保し、短時間とすること。また、応援席や待機席についても身体的距離を確保すること。なお、体育館等に児童生徒を一堂に集めての実施はしない。
 - ・ 感染防止対策を行いつつ、例年以上に熱中症対策に努めること。
- (3) 国内修学旅行、校外行事等
- ・ 県外への旅行等は行わない。
 - ・ 修学旅行については、可能な限り延期する。ただし、すでに準備を進めており延期が困難な場合は、令和3年6月1日付け教学指第337号・教特第193号「令和3年度修学旅行の実施における留意点について」（通知）によることとする。
- (4) 海外修学旅行等
- ・ 当面の間、行わないこととする。児童生徒・保護者に対して説明をすること。なお、状況が変わった場合には、改めて通知する。
- (5) ボランティア活動・就業体験
- ・ 活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を徹底すること。地域の感染状況によっては、実施時期や実施方法を見直すなど、実施について検討すること。
- (6) 学習発表会、音楽会等
- ・ 在校生のみによる実施とすること。
 - ・ 児童生徒を一堂に集めての実施はしない。
 - ・ 学年・クラスごとに映像や音声にとり、校内放送で流す等の工夫も検討すること。
 - ・ 活動する際は、身体的距離を確保し、感染防止対策を徹底すること。
 - ・ 実施の際は、施設の状況に応じて十分な換気などと組み合わせること。
- (7) 講師を招いた講演会等
- ・ 実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。
 - ・ 児童生徒を一堂に集めての実施はしない。
 - ・ 実施の際は、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保すること。なお、講師の体調を十分把握するとともに、講師の感染防止対策にも配慮すること。
 - ・ 地域の感染状況によっては、実施時期や実施方法を見直すなど、実施について検討すること。
- (8) 芸術鑑賞会等
- ・ 児童生徒を一堂に集めての実施はしない。
 - ・ 実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。

- ・地域の感染状況によっては、実施時期や実施方法を見直すなど、実施について検討すること。
- (9) 防火訓練（消火訓練）、避難訓練等
- ・必要最小限の実施とすること。
 - ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。
 - ・各教室で事前指導を十分に行い、実施内容についても十分検討すること。
- (10) 1000か所ミニ集会等
- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、実施方法も含め、弾力的に工夫し、できるだけ短時間とすること。
 - ・地域の感染状況によっては、実施時期や実施方法を見直すなど、実施について検討すること。
 - ・不特定多数の者が参加することは控えるとともに、参加者の体調を十分把握するよう努め、体調不良の者の参加は控えてもらうこと。
- (11) 学校説明会、体験入学等
- ・体育館や講堂に生徒を一堂に集めることは避け、少人数やオンラインで実施する。
 - ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
 - ・参加者全員に健康観察シートの提出を求めるなど、体調確認、連絡先の把握を確実にすること。
- (12) その他
- ・大学入試、就職試験等の生徒の学校外の活動については、移動の際の飲食等は厳に慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。

4 学習活動等について

(1) 基本的な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症による教育活動への影響を考慮し、各教科・科目の目標を踏まえた上で、指導する内容や実施方法等、十分検討し、指導計画を立てること。
- ・児童生徒等は、原則マスクを着用する。(マスクを着用する必要がない場合については「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参照。)特に、発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。(ただし、気温が上昇した場合は、熱中症等への対応を優先する)。
- ・グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は控えること。実施する場合は、ICTを活用するなど、感染防止対策を徹底すること。
- ・児童生徒等全員で一斉に声を出す音読や群読などは行わない。英語の発音練習は、CaLabo Language を活用するなど、ICTを積極的に活用すること。
- ・教室等は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。)、空気の流れを作るため2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。(冷暖房時も換気を行う。)
- ・授業での外部人材の活用は控える。実施する場合はその必要性を十分吟味し、校長

が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、換気、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保するなど感染防止対策を講ずること。なお、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認する。また、講師の感染防止対策（マスク着用、手洗い及び手指消毒等）にも配慮する。

- ・教材・教具などを共用で使用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導については、令和3年3月1日付け教学指第1491号・教特第851号「感染症や災害発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を参照すること。

（2）具体的な授業の場面

①体育

- ・児童生徒の運動不足や体力低下が懸念されることから、体育活動の前に準備運動を入念に行い、指導内容についても、徐々に運動強度を上げていくようにするなど児童生徒のけがの防止に十分に留意する。
- ・地域の感染状況に応じて、年間指導計画を見直したり、種目を入れ替えたりして授業を行う。
- ・密集、接触の可能性が高い運動（球技<ゴール型>、武道など）については、指導内容を精選したり、ゲーム等多人数で活動する時間を短くしたりするなど、実施形態を工夫して実施する。
- ・球技<ネット型・ベースボール型>では、少人数での活動においても身体的距離が確保できるよう工夫する。
- ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保するとともに、演技する向きを工夫する。
- ・話し合い活動を行う場合は、濃厚接触とならないよう児童生徒の距離を広めにとり、短時間で行うなど工夫して行う。
- ・児童生徒が集合したり、整列したりする際には、身体的距離を十分に確保する。
- ・運動中はマスクの着用は必要ないが、児童生徒が運動を行っていない時には可能な限りマスクを着用させる。また、不必要な会話を控え、大きな声で話をしないことや咳エチケットについて励行する。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせ、使用後は用具類の消毒を行う。
- ・体育館や武道場等で実施する場合は、十分な換気を行う。
- ・更衣室は十分な広さを確保する。十分な広さが確保できない場合は、人数を制限して時間差で着替えるなど、3密の状態にならないようにする。
- ・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど、熱中症の予防に努める。（授業途中での給水時間の確保や屋外での帽子の着用なども検討する。）

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は、児童生徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫

飛散防止や隊形の工夫等、感染防止対策が徹底できる場合のみ可能とする。その場合でも感染リスクの低い活動のみとすること。

- ・合唱等を行う場合は、令和2年12月22日付け教学指第1156号・教特第666号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照に感染症対策を徹底して行うこと。

③家庭

- ・調理実習は行わない。なお、専門学科で調理実習を実施する場合は、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないようにする。
- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとること。

④職業等に関する授業

- ・産業現場等における実習については、実習先と感染防止対策について十分確認した上で、実習内容や日程等を決定する。
- ・職業等に関する授業で、製品等の販売会、校内カフェ、清掃サービス等を行わない。また、食品加工を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品についても外部へ提供しない。

(3) 給食、昼食等を含む飲食する場面

- ・「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底する。

5 部活動について

部活動は、緊急事態宣言期間中は原則として実施しない。

ただし、公式大会への参加は可とし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から大会までの間、校内での練習や県内での練習試合も実施可とする。なお、平日の活動は、それぞれの学年の登校日において週当たり3日以内（うち、全学年の生徒が参加する活動は、週当たり1日）とする。

※この場合、週2回登校する学年についてのみ、登校日でない日に週1回部活動のために登校することも可とする。（下記の例では、金曜日）

(例)	登校日	部活動活動日
1 学年	月水金	月水金
2 学年	火木	火木金

※ 部活動の取り扱いの詳細については、別途通知する。

6 特別支援学校における対応について

(1) 自立活動について

- ・自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむ得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

(2) スクールバスの利用について

- ・スクールバス内の密集を避けるために、保護者の負担等も考慮しながら引き続き

送迎を依頼する。

(3) 医療的ケア等を必要とする児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断する。

(4) 介護等体験について

- ・事前に大学側と健康診断の実施状況、実習期間や実習内容について確認をすること。
- ・学生に対し、実習前に基本的な感染防止対策について十分な説明を行うこと。

公立高等学校及び特別支援学校の児童生徒等感染者の推移 (R2.6/1～R3.8.29までに県教育委員会に報告があった件数)

別紙

※千葉県以外の市立高等学校・市立特別支援学校含む

※陽性診断日で週ごとに集計

